

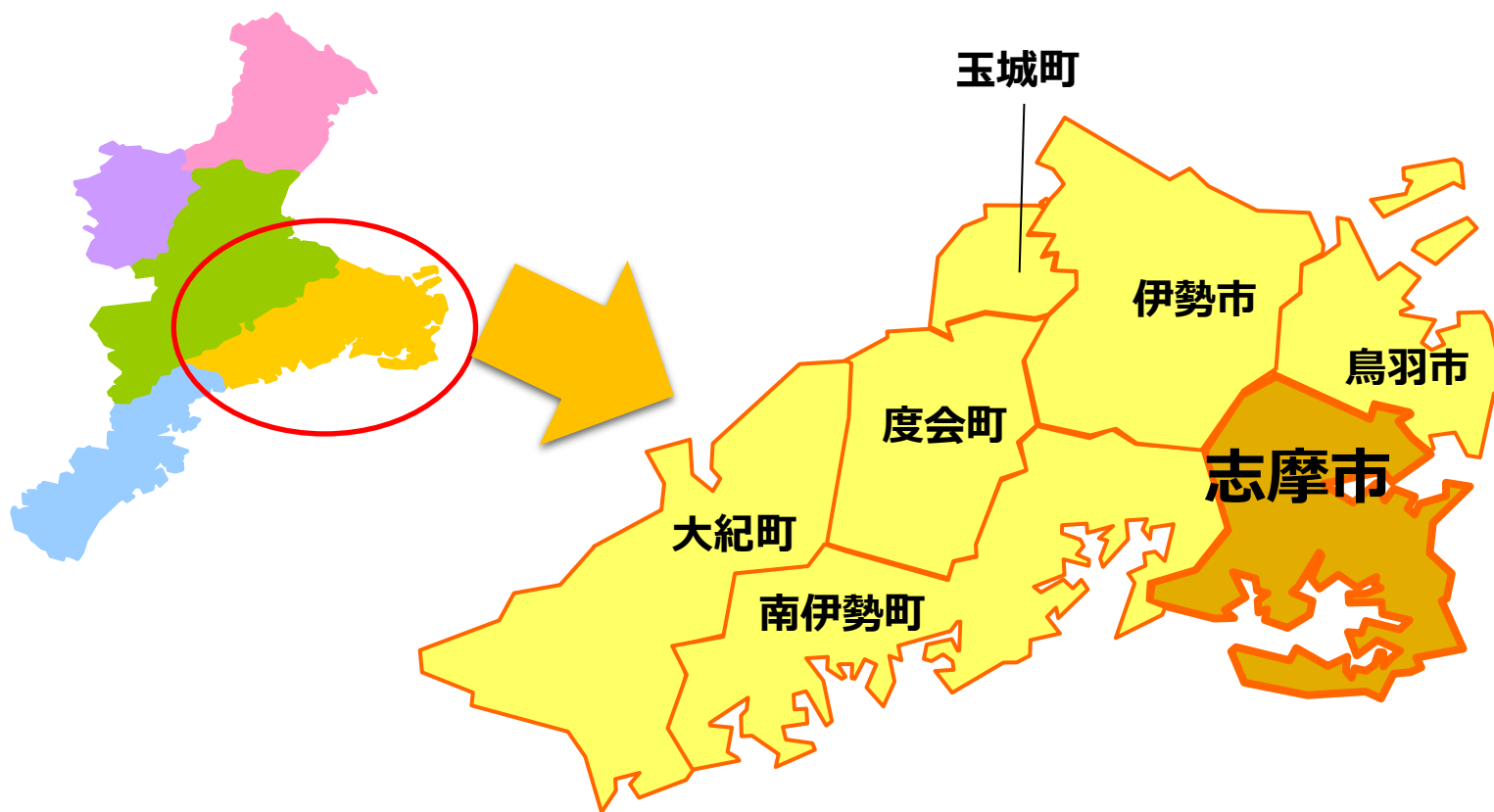
第1回 志摩市宿泊税検討委員会 (資料)

2024年9月20日
志摩市宿泊税検討委員会事務局

- 1. 志摩市の情勢**
- 2. 志摩市の観光の状況**
- 3. 観光振興のための財源検討**
- 4. 宿泊税の課税要件等 他地域事例**
- 5. 宿泊税の使途 他地域事例**
- 6. 今後のスケジュール（案）**

1. 志摩市の情勢

- 志摩市を含む伊勢志摩地域は、2016年のG7伊勢志摩サミットの開催に伴い、国内外での知名度が向上。
- 志摩市には海岸沿いの自然を活かしたアクティビティ、リゾート施設が多くあり、周辺の伊勢市の伊勢神宮やおかげ横丁、鳥羽市の水族館などレジャー施設など、多くの観光資源に恵まれた三重県を代表する観光エリア。伊勢志摩国立公園は国立公園ブランド化のモデル事業に。

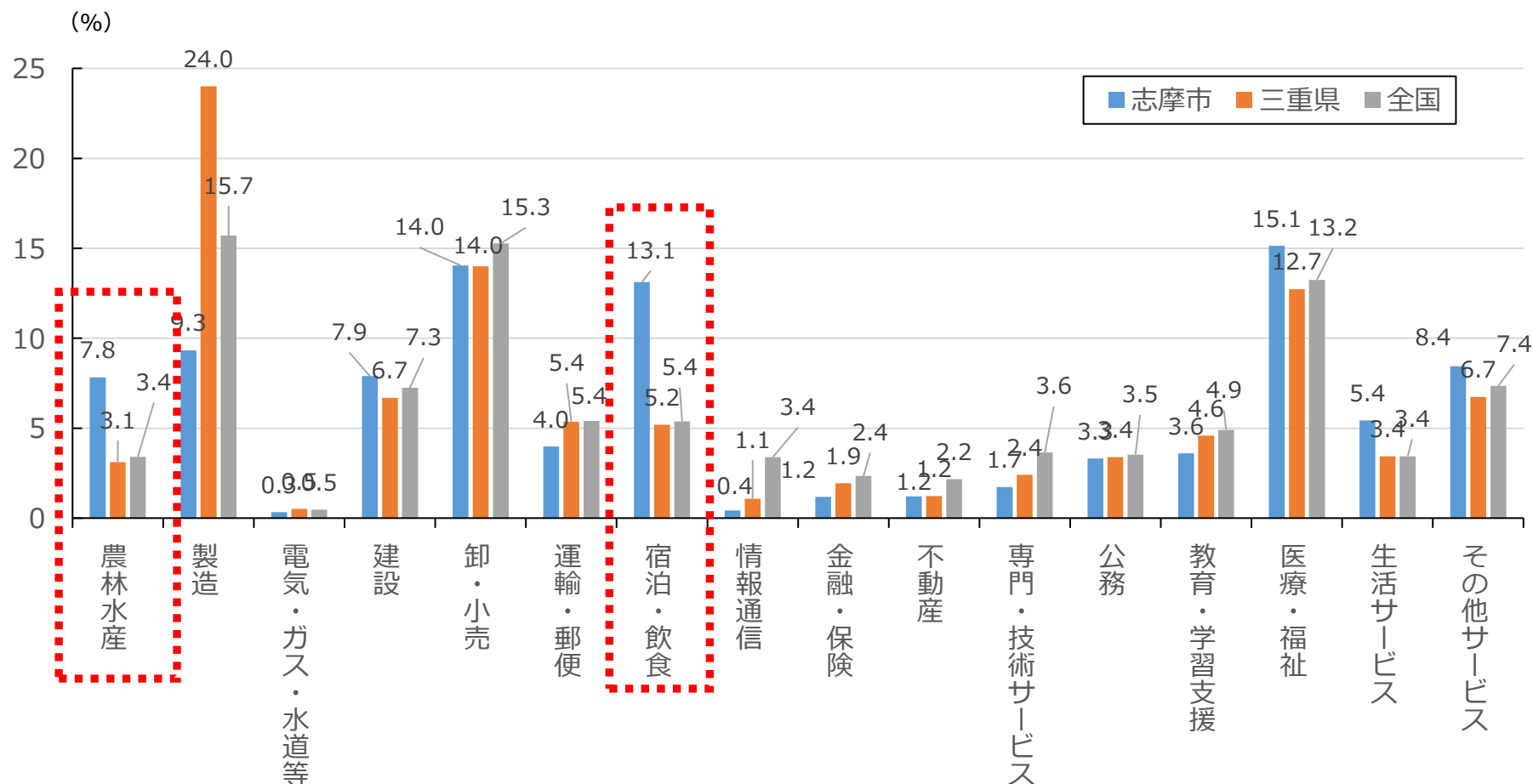


志摩市の就業者構成別産業構造比較（対全国・三重県）

confidential

- 志摩市の産業構造を就業者構成の面からみると、志摩市は三重県全体と比べ、農林水産業と宿泊業・飲食サービスの構成比が高く、**観光業が中心産業のひとつ**と言える。

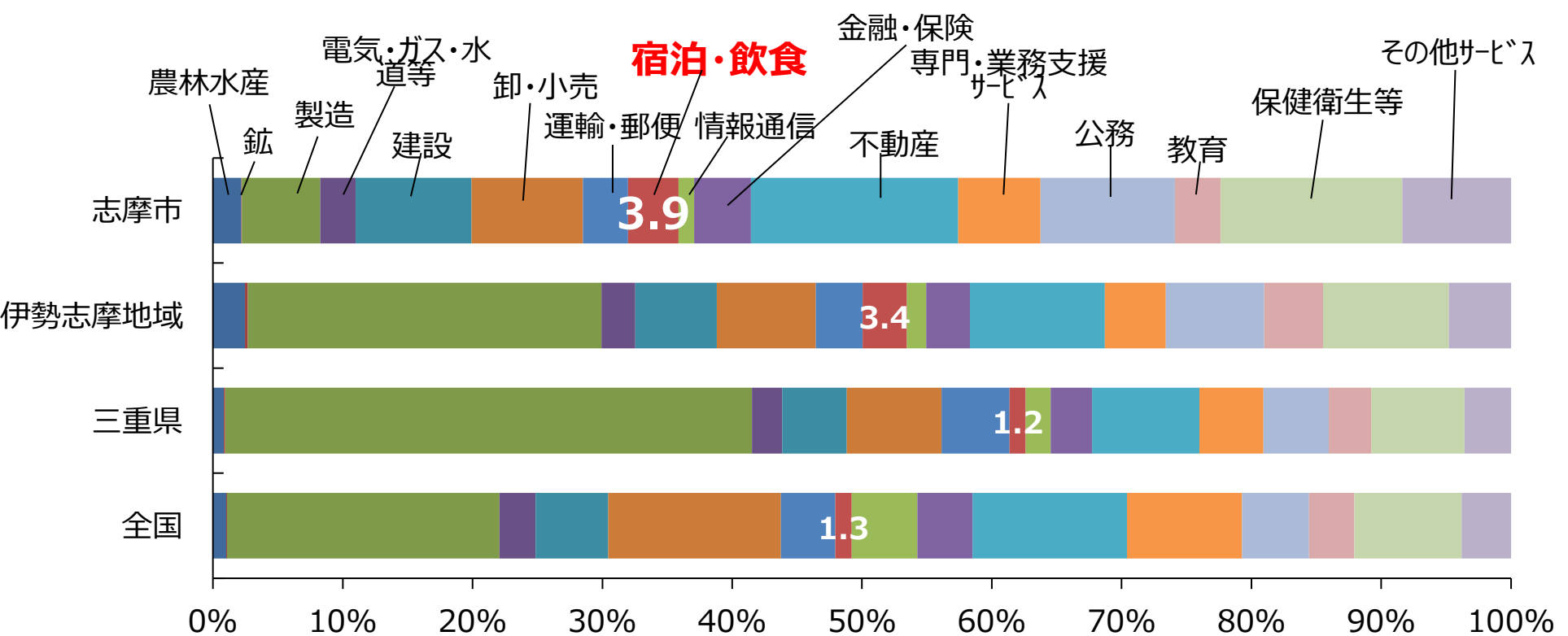
志摩市の就業者構成別の産業構造（2020年）



（出所）総務省「国勢調査」

- 志摩市の産業構造を付加価値面（域内総生産の金額）からみても、全国、三重県全体、伊勢志摩地域と比べても、農林水産業と宿泊業・飲食サービスの構成比が高い。

志摩市の付加価値面（域内総生産）からみた産業構造（2021年度）

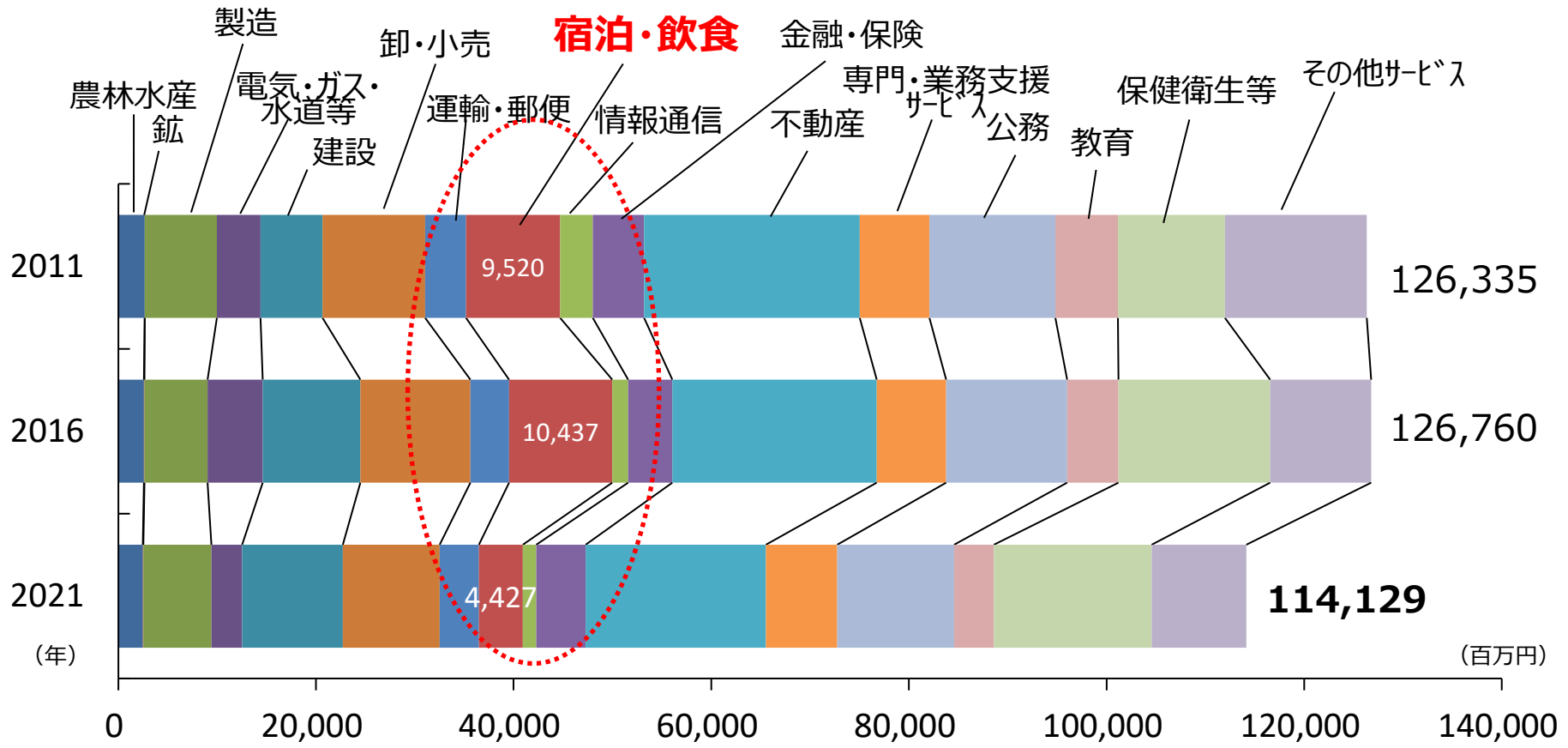


(注) 全国は暦年（2021年）、他は年度（2021年度）のデータ

志摩市の産業別経済規模の変化

- コロナ禍による活動制限を受けて2021年の志摩市の経済規模は縮小。特に観光産業の中心となる宿泊・飲食セクターは5年前から経済規模が半減。

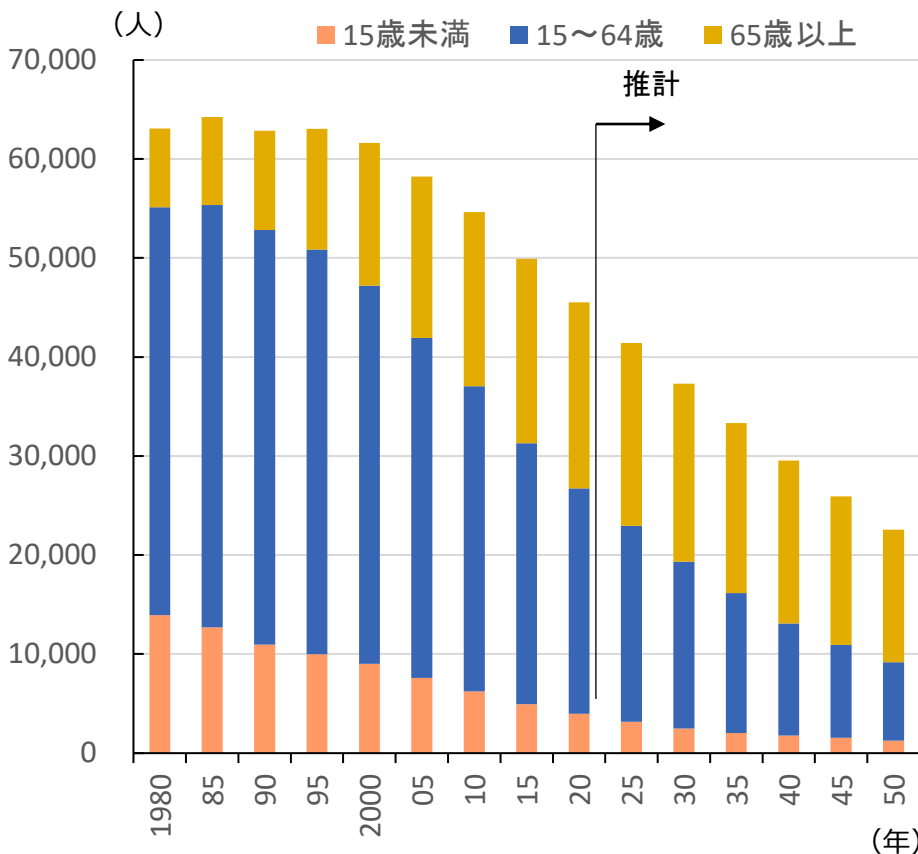
志摩市の付加価値面（域内総生産）からみた産業別の動向



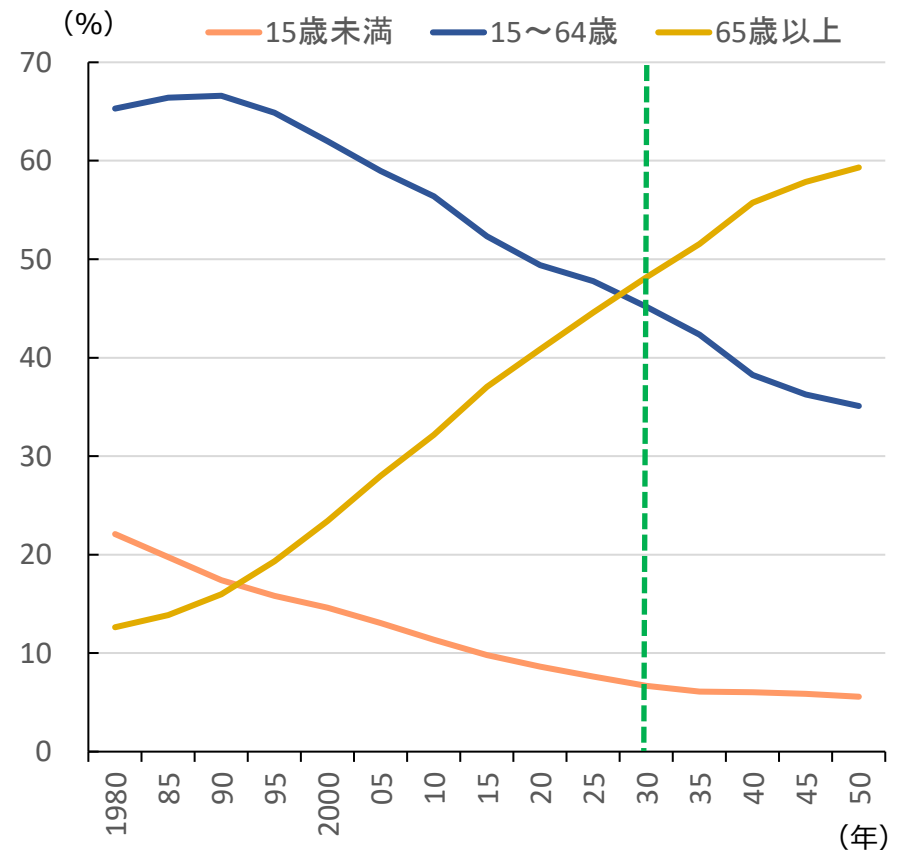
志摩市の人口動向

- 志摩市の人口は2000年以降減少しており、今後も減少傾向が続く見通し。
- 人口構造面では生産年齢人口（15～64歳）と高齢者人口（65歳以上）の割合が2030年までに逆転する可能性も。

志摩市の人口推移と将来見通し



人口3区分別の割合の推移と見通し

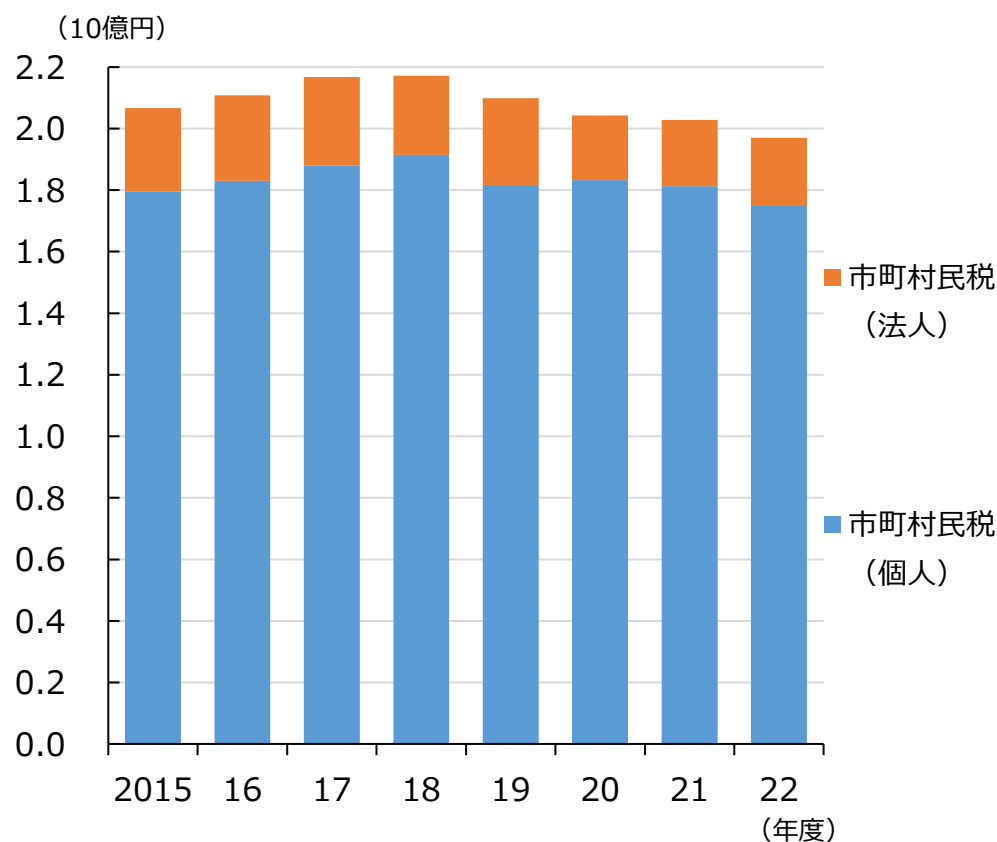


志摩市の市町民税と民生費（社会保障関係）の推移

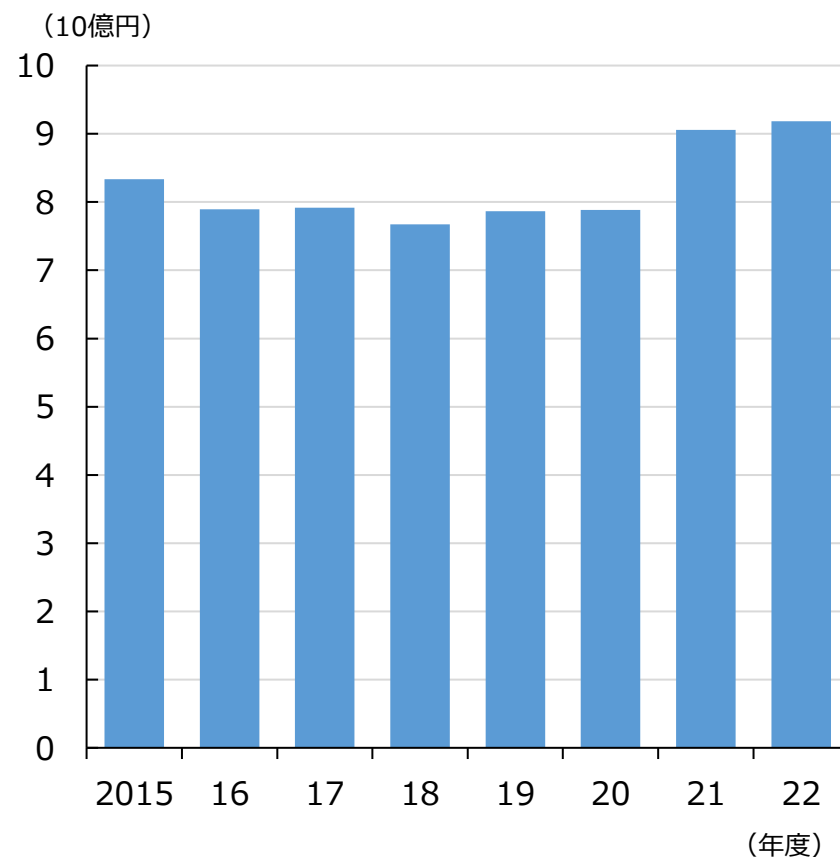
confidential

- 志摩市は、市民税収は2018年以降減少傾向で推移。
- 一方、歳出面では社会保障関係の支出である民生費が増加。

志摩市の市町民税収の推移



志摩市の民生費の推移

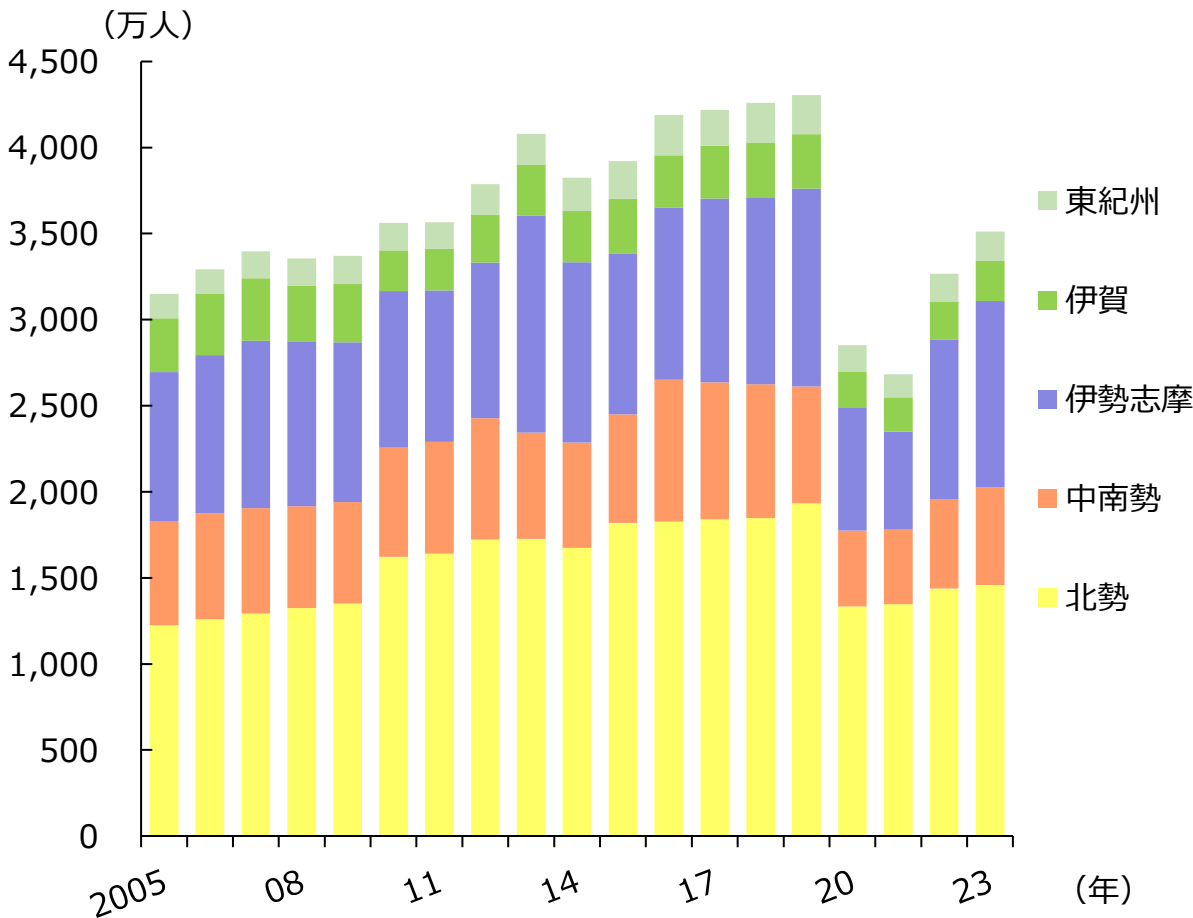


2. 志摩市の観光の現状

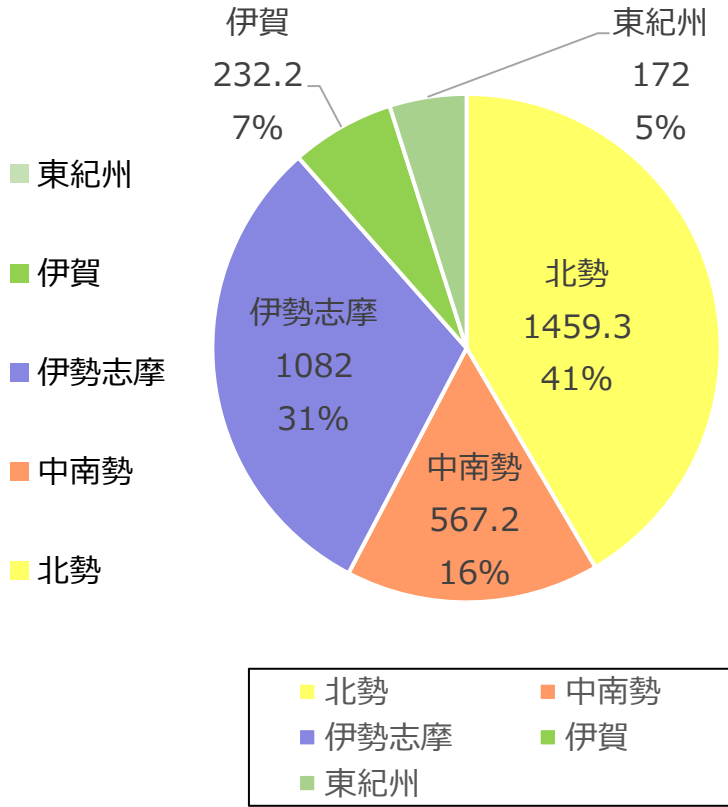
三重県の観光動向

- 三重県の観光入込客はコロナで落ち込んだものの、徐々に回復傾向に。
- 地域別の入込客の割合をみると、北勢に次いで伊勢志摩地域は高い。

三重県の観光レクリエーション入込客の推移



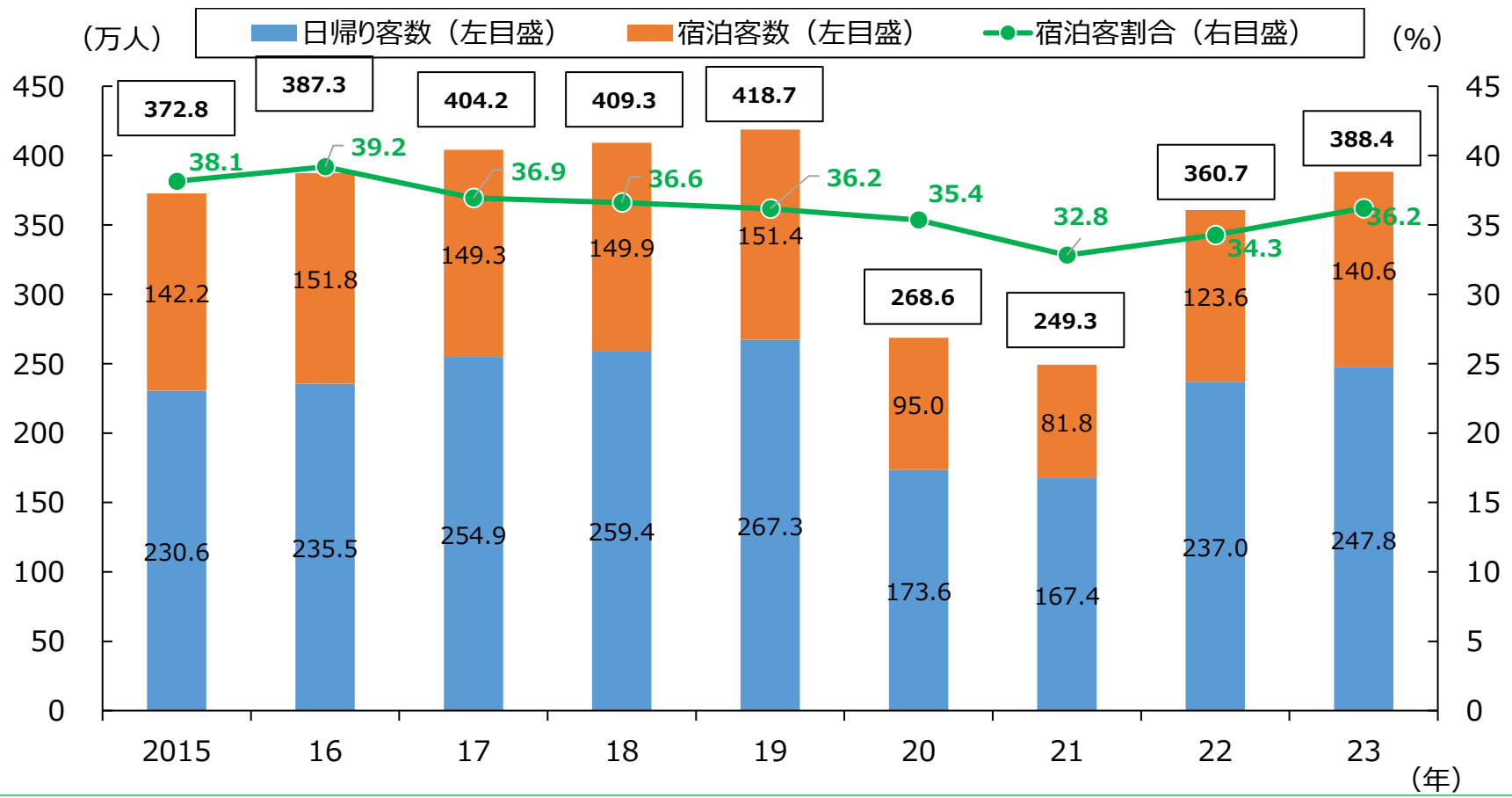
2023年の地域別割合



志摩市の観光動向

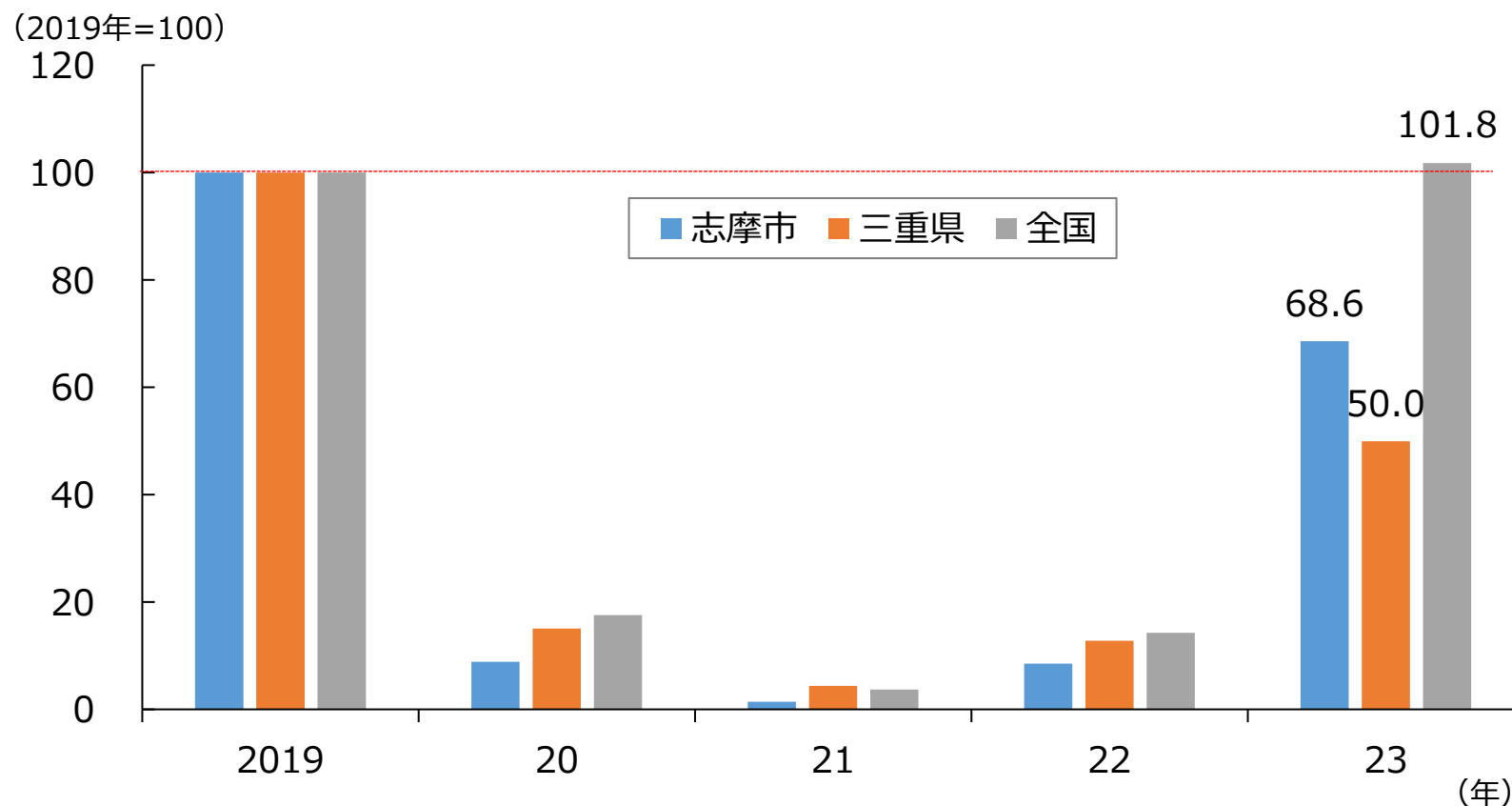
- 志摩市の観光入込客数をみると、2023年の入込客数は日帰り・宿泊ともにコロナ前の93%程度まで回復。

志摩市の観光入込客数の推移



- インバウンド需要は全国がコロナ前に水準まで回復している一方で、三重県は5割程度、志摩市は約7割であり、全国に比べて回復の動きは鈍い。

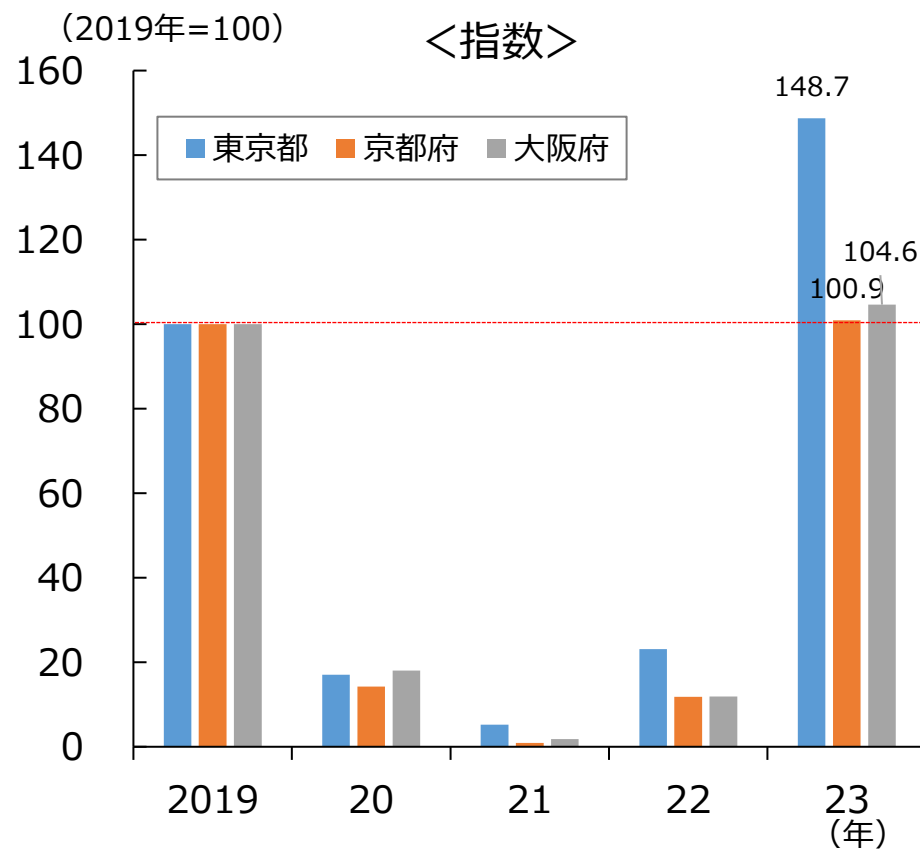
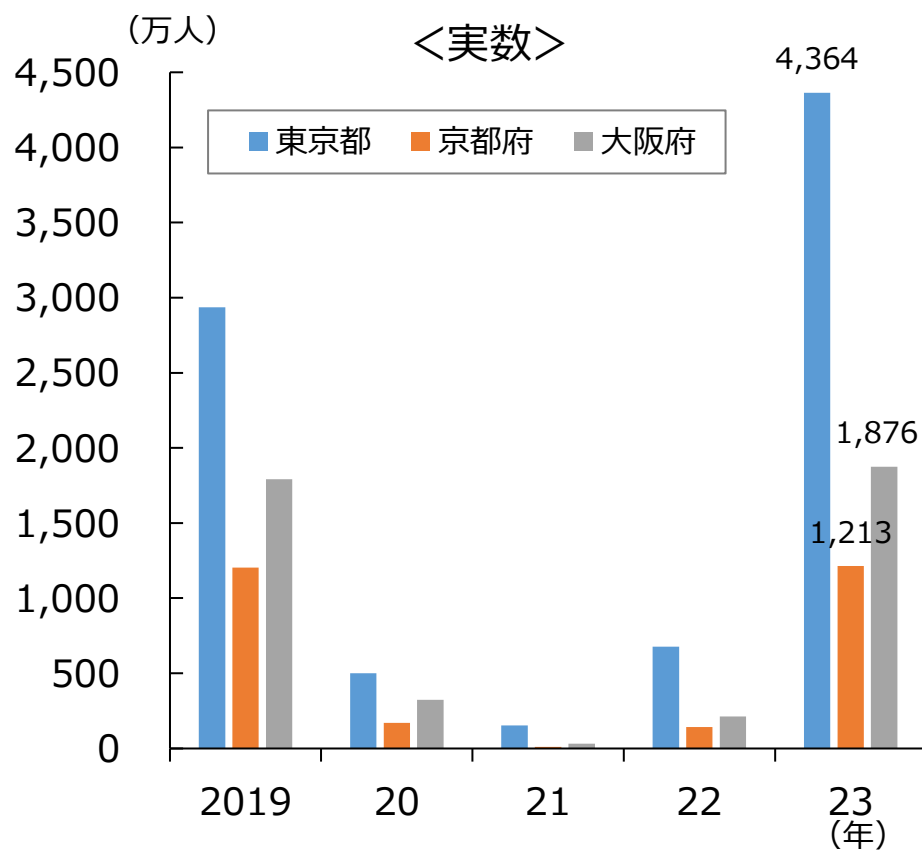
全国・三重県・志摩市の外国人延べ宿泊者数の水準比較



【参考】他地域のインバウンドの状況

- 東京、大阪、京都など代表的な観光地は2023年時点で概ねコロナ前を上回る水準まで回復。特に東京はコロナ前の1.5倍の水準に。

東京都・大阪府・京都府の外国人延べ宿泊者数の状況



(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

3. 観光振興のための財源検討

法定外税の新設について①

法定外目的税の新設について

1. 普通税と目的税

- (1) 普通税・・・その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
- (2) 目的税・・・特定の費用のために課される税。

2. 課税自主権について

- (1) 地方税財源の充実確保についての提言（H13.6.14地方分権推進委員会最終報告）から
地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、**法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。**
- (2) あるべき税制の構築に向けた基本方針（H14.6政府税制調査会）から
課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは地方分権の観点から望ましい。ただし、その場合には**公平・中立などの税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われることが望ましく**、住民に正面から向き合い自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。
- (3) 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（H15.11.11 総税企第179号総務省自治税務局長通知）から
法定外目的税等の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、**納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。**特に、**特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要**であること。

○地方税法第731条第2項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

○同法第733条

総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

法定外税の新設について②

検討事項

	検討事項	今後、検討すべき内容など
1	新たな財源を必要とする財源需要について	・志摩市の観光における課題等の整理 ・志摩市の観光振興に繋がる新たな施策の検討
2	法定外税の目的、対象等からみて、課税を手段とすることの妥当性	・観光客に一定の負担を求めることの合理性 ・ホテルや旅館等の宿泊者を対象とする宿泊税の合理性 ・使用料、手数料など、課税以外の手段の検討
3	公平・中立・簡素などの税の原則からみた妥当性	・税率、免税点、課税免除などの課税要件の検討
4	税収の安定確保について	・特別徴収による徴収方法の検討 ・見直しを行う期間の検討

観光財源となり得る地方自治体の歳入

区 分	自主財源			依存財源
一般財源	地方税	普通税	税の用途が特定されておらず、一般経費に充てるために課される税 (例) 市民税、固定資産税	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 など
		目的税	税の用途があらかじめ定められており、特定の目的のために課される税 (例) 入湯税、都市計画税	
特定財源		分担金・負担金 使用料 手数料 寄附金 など		国庫支出金 地方債 など

地方自治体の自主財源の比較検討①

種 類	内 容
地方税	法定外税：地方団体が条例で定めて新設できる税目。新設に当たっては、総務大臣の同意が必要。 （例） ○歴史と文化の環境税（法定外普通税） ○宿泊税（法定外目的税） 超過課税：地方団体が標準税率を超える税率を条例で定めて課税すること。 （例） ○入湯税の超過課税
分担金 ・負担金	地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの。 （例） ○保育料（児童措置費保護者徴収金） ○児童育成クラブ利用者負担金
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。 （例） ○市営住宅使用料 ○動植物園入園料 ○道路占用料
手数料	特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。 （例） ○ごみ処理手数料（家庭ごみ、大型ごみ、埋立ごみ ほか） ○戸籍住民登録手数料
寄附金	無償で金銭その他の財産を供与するもの。 （例） ○ふるさと応援寄附金 ○熊本城災害復旧支援寄附金 ○こどもの未来応援基金寄附金

地方自治体の自主財源の比較検討②

種 類	安定性・継続性	受益と負担	規 模
地方税	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>	<u>受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</u>	対象者の設定等により <u>規模の確保は可能</u>
分担金・負担金	特定の事業に係るため <u>安定的であるが継続的な確保が難しい</u>	<u>受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</u>	受益者を個別に特定する必要があり、 <u>規模は限定的</u>
使用料	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>		施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、 <u>規模は限定的</u>
手数料			
寄附金	善意や協力に基づくため、 <u>安定的・継続的な確保が難しい</u>	<u>善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない</u>	対象者の設定により <u>規模の確保は可能</u>

種 類		導入事例	安定性・継続性、受益と負担、規模 等
地方税	法定外税	法定外普通税	・<u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・目的税に比べ、<u>受益と負担の関連性は薄い</u> ・収納した税は一般財源に充当されるため、<u>目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい</u>
		○宮島訪問税 (広島県廿日市市) ○歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	
		法定外目的税	
		○宿泊税 (東京都、京都市等9団体) ※ 1	・<u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・目的税は、<u>受益と負担の関連性が明確である</u> ・<u>必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能</u>となる
	超過課税	○入湯税の超過課税 (大分県別府市等12団体) ※ 2	・<u>安定的、継続的な確保が可能</u> ・既存の税のうち、入湯税（法定目的税）は、地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当できると定められているが、<u>課税対象が入湯者に限られているため、規模の確保が難しい</u>

(※ 1) 令和 6 年 4 月 1 日現在

(※ 2) 令和 5 年 4 月 1 日現在

いずれも総務省HPより

観光行動に着目した課税対象の比較検討

観光行動		課税対象	課税対象の捕捉	課税対象の捕捉に係る行政（徴税）コスト
入 域	旅行者の一般的な観光行動の流れ ↓	志摩市への入域行為	入域手段は多岐に亘り、 <u>捕捉が難しい</u>	入域行為の把握が難しく、 <u>課税に莫大な行政コストがかかる</u>
宿 泊		ホテルや旅館等への宿泊行為	他の対象に比べると、 <u>比較的捕捉がしやすい</u>	関連する事業者数が少なく、行政コストが <u>比較的低い</u>
交通機関利用		交通機関（鉄道、バス、市電、タクシー、船舶等）の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、 <u>捕捉が難しい</u>	関連する事業者数が多く、 <u>課税に莫大な行政コストがかかる</u>
駐車場利用		有料駐車場の利用		
飲 食		飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入		土産品店等での土産品購入		

4. 宿泊税の課税要件等 他地域事例

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
課税客体	都内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館	府内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	県内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	町内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊
納税義務者	上記施設への宿泊者								
課税標準	上記施設への宿泊数								1人、1部屋又は1棟の宿泊料金

特別徴収義務者【他地域事例】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
特別徴収義務者	・上記宿泊施設の事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者								
徴収方法	特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納入する								
申告期限	毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を納入する ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付可能								

税率（税額）、免税点【他地域事例】

confidential

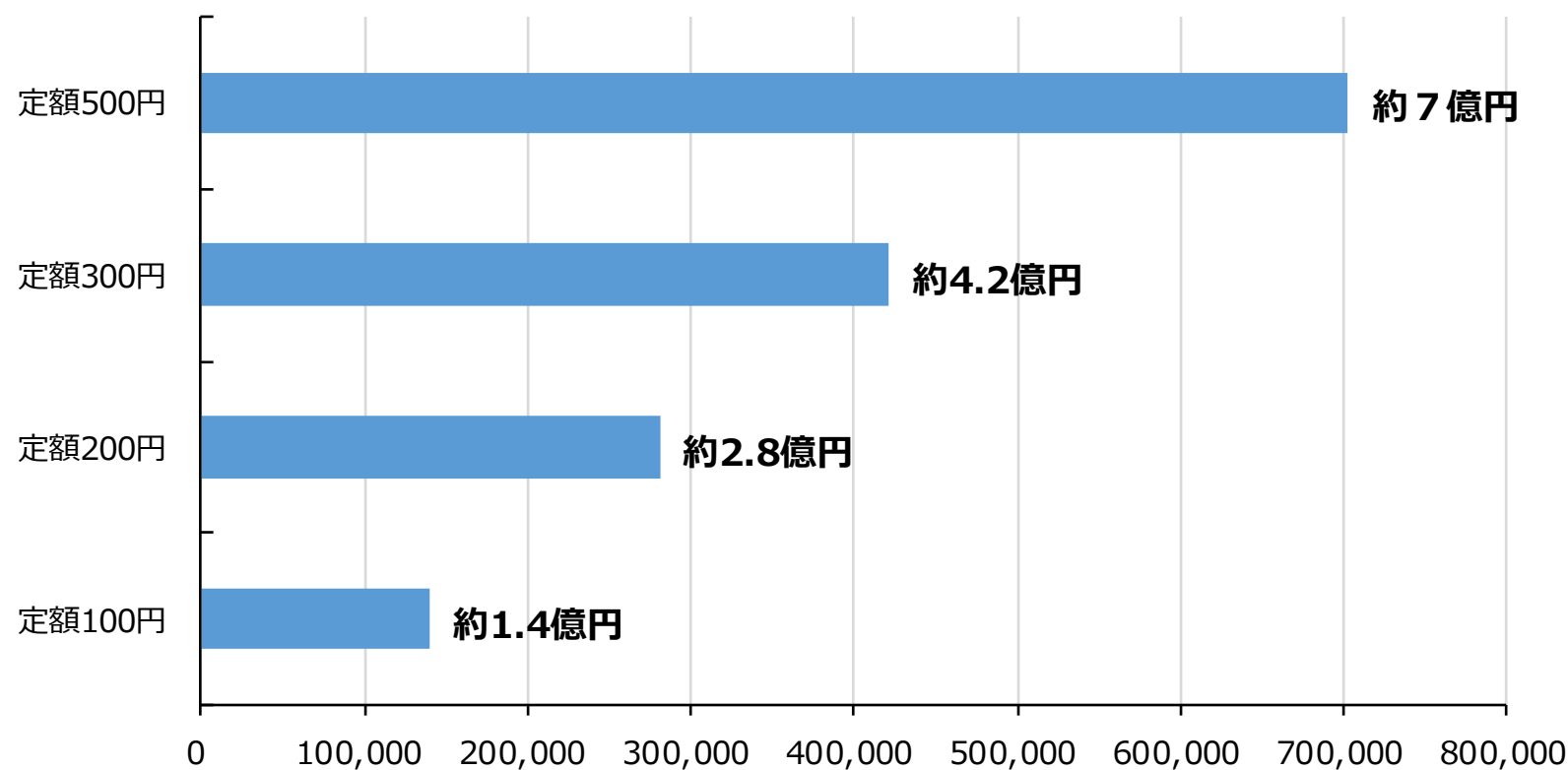
課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
導入年	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
税率	1人1泊について、宿泊料金が				1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊の
	① 1万円未満：非課税 ② 1万円以上1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円以上：200円 ※見直す方向で検討	① 7千円未満：非課税 ② 7千円以上1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円以上2万円未満：200円 ④ 2万円以上：300円 ※見直す方向で検討	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上5万円未満：500円 ③ 5万円以上：1000円 ※見直す方向で検討	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円 （上記いずれも、うち県税50円）	200円 （うち県税50円）	① 1万円未満：100円 ② 1万円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上：500円	宿泊料金の2%
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	200円	150円	150円	100円	※5千円の場合100円
7千円～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	200円	150円	150円	100円	※7千円の場合140円
1万円～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	※1万円の場合200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	※1.5万円の場合300円
2万円～5万円未満	200円	300円	500円	500円	200円	450円	150円	500円	※2万円の場合400円
5万円～	200円	300円	1,000円	500円	200円	450円	150円	500円	※5万円の場合1,000円

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
課税免除	外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊								
			修学旅行その他学校行事					修学旅行その他学校行事 部活動または地域のクラブチームとして大会参加	修学旅行その他学校行事 中高大・高専・専修学校の職場体験
見直し	条例施行後5年ごと				なし	条例施行後3年、その後5年ごと		条例施行後3年ごと	条例施行後5年ごと
税収(R4年度)	約16億円	約10.6億円	約30億円	約8億円	約13.1億円	約19.4億円	約3.3億円	R5税収見込3.7億円	約2.4億円

令和5年の宿泊客数1,405,982人（志摩市観光統計）をベースに定額の場合を試算。
定率については各宿泊施設の料金をもとに算出する必要があり、今回は未作成。

【定額】税収試算（100円～500円の場合）

（単位：千円）



志摩市の入湯税について

【志摩市の入湯税の要点】

項目	概 要
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
税率	入湯客 1 人 1 日について 150円 (1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱う)
課税免除	・年齢12歳未満の者に対しては課さない。 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の行事として入湯する者に対しては課税しない。(※) (※) 学校教育法第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のこと。
徴収方法の特徴	入湯行為に対する税のため、 有料・無料にかかわらず徴収する必要がある。

課税免除事例の紹介

令和6年能登半島地震による課税免除

金沢市では、被災された方の令和6年1月2日以降の宿泊について、宿泊税及び入湯税を免除。

【概要】

1. 対象者

金沢市以北※に住所がある方

※金沢市、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、内灘町、津幡町

2. 対象期間

令和6年1月2日宿泊分～当分の間

（令和6年3月31日宿泊分までとしていたが、現在は延長されている）

【手続き及び申告について】

1. 対象者の確認方法

身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）で住所地を確認し、上記住所地に該当する場合、徴収を免除。

2. 申告

宿泊税の申告・・・宿泊税が課税免除となる宿泊数について、宿泊税納入申告書及び月計表の「課税対象外」に人数を記入し、提出。

入湯税の申告・・・入湯税が課税免除となる入湯客数について、入湯税納入申告書の「備考」欄に人数を記入し、提出。

特別徴収交付金等について①

特別徴収交付金等について

宿泊税の特別徴収に当たり、宿泊事業者には、新たな徴収に係る労力等に対して、納入金額に応じて交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	倶知安町
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金
交付額	納付金額の2.5% 導入から5年間は+0.5%	①納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないときは2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたときは1.0% 導入から5年間は+0.5%	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5%	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% ※令和5年度までは申告納入月1月につき1000円加算	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%)			納期内納入額の2.5%	①納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないときは2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたときは1.0% 導入から5年間は+0.5%
交付上限額	100万円	なし	200万円	前期、後期それぞれ50万円	なし	なし	なし	50万円	なし

特別徴収交付金等について②

事務負担の軽減について

【長崎市の事例】

名称	長崎市宿泊税システム整備費補助金
概要	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出いただいた方を対象に、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助する。
交付額	補助率：2分の1（千円未満切り捨て） 補助限度額：50万円
整備対象例	・レジシステムの改修及び構築 ・ソフトウェア ・パソコン、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機 ・POSレジ、宿泊税用券売機
整備対象外	・クラウドの月額、年額使用料や保守料 ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェア ・公租公課（消費税） ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費

5. 宿泊税の使途 他地域事例

宿泊税導入の目的

自治体名	導入目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型M I C E等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	「都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。

宿泊税の使途

施策項目	事業例	自治体名
受入環境の整備・充実	・観光案内機能の充実 ・Wi-Fi 利用環境整備事業 ・Free Wi -Fi 設置促進事業 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業費補助 ・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化 ・宿泊施設等のおもてなし力の向上 ・まちなかの歩行環境の向上 ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進 ・世界遺産保存整備事業	東京都 〃 大阪府 〃 京都市 〃 金沢市 〃 福岡市 長崎市
観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ・大阪ストーリープロジェクト事業 ・ナイトカルチャー魅力創出事業 ・京町屋、文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」魅力アップによる「宿泊観光」の推進 ・歴史的まちなみや景観の保全、建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承、振興 ・歴史、文化に配慮した道づくり ・サステナブルツーリズムの提供	東京都 〃 大阪府 〃 京都市 〃 〃 金沢市 〃 〃 福岡市 長崎市

宿泊税の使途

施策項目	事業例	自治体名
国内外への情報（魅力）の発信	・外国人旅行者誘致の新たな展開 ・国内外からの誘客促進事業 ・海外への情報発信強化 ・観光、文化コンテンツの発信力強化事業 ・客層に応じた旅のコーディネート、P Rの展開 ・祭りの魅力発信事業 ・観光ワンストップサイトにおける情報提供	東京都 大阪府 京都市 〃 金沢市 福岡市 長崎市
M I C E の振興	・M I C E 誘致の促進 ・M I C E 誘致対策 ・コンベンション誘致の促進 ・国内を代表するM I C E 拠点の形成 ・M I C E 向けコンテンツの充実	東京都 京都市 金沢市 福岡市 長崎市
来訪者、市民双方の満足度の向上	・市バス、観光地等における混雑への対応強化 ・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業 ・交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止	京都市 〃 〃 金沢市 〃

- 志摩市の第2次志摩市総合計画・後期基本計画にある「観光産業の振興」については下記の通り。

目指す姿

豊かな自然から生み出される志摩の魅力を最大限に生かした、市民一人ひとりが観光客をおもてなしできるまちをめざします。

現状と課題

- 年々日帰り客の割合が高くなっていることから、より大きな経済効果をもたらす宿泊客の誘客が必要
- 雇用や収益性の安定のための閑散期の底上げと滞在期間の長期化が必要
- 人口減少とともに国内旅行客が減少する見通しの中、消費単価の大きい外国人観光客の取り込みが重要
- 観光施設等については、整備からかなりの年数を経過したものが多く、老朽化が顕著
- 2次交通網の整備が不十分

対応の方向性

- 新たな顧客層の獲得とともに、長期的な滞在に対応した体験型をはじめとする様々なコンテンツの充実
- 広域観光周遊ルートを中心として情報発信等を強化
- 受け入れ環境の整備
- 自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けることを考慮に入れた施策展開
- 観光地としての機能・ブランドの維持向上を前提に、事業者支援施策の充実

成果指標		現状値（令和元年）	令和7年の目標値	増減
主指標	観光入込客数	4,187 千人	4,750 千人	563千人 増加
副指標	延べ宿泊者数	1,514 千人	2,000 千人	486千人 増加
副指標	修学旅行受入学校	250 校	400 校	150校 増加

重点分野：スタートアップの推進と新たな産業構造への転換

事業名	事業概要	予算額(千円)
地域資源を活用した誘客促進事業	志摩市の強みである地域資源(食・文化・自然)を活用し、遠隔地からの誘客や、首都圏を中心とした志摩のファンづくりの推進、鉄道事業者と連携した企画列車の運行等、積極的な誘客促進事業を実施する。	16,070
地域の魅力でつなぐ周遊の旅強化事業	鵜方駅と横山展望台を結ぶタクシーの運行や、市内の各地域が持つ魅力を観光バスでつなぐ市内周遊ツアーの造成など、周遊性向上による観光消費額の拡大及び来訪者の満足度の向上に資する事業を実施する。	23,831

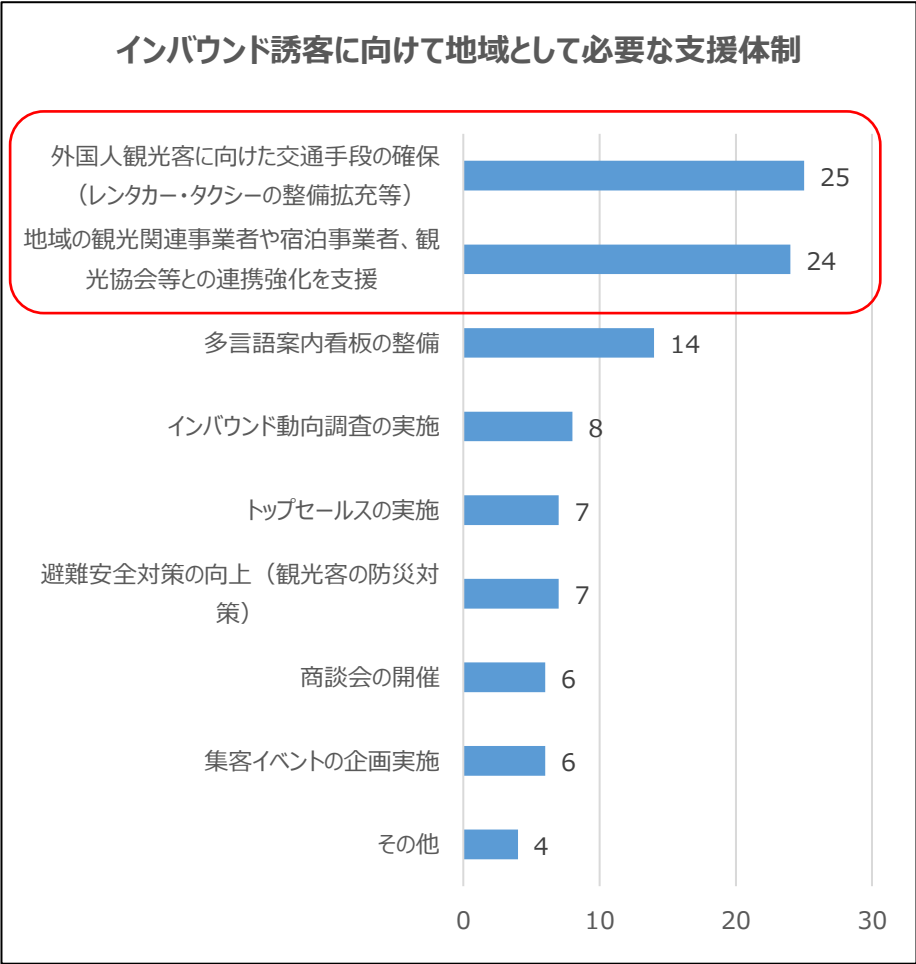
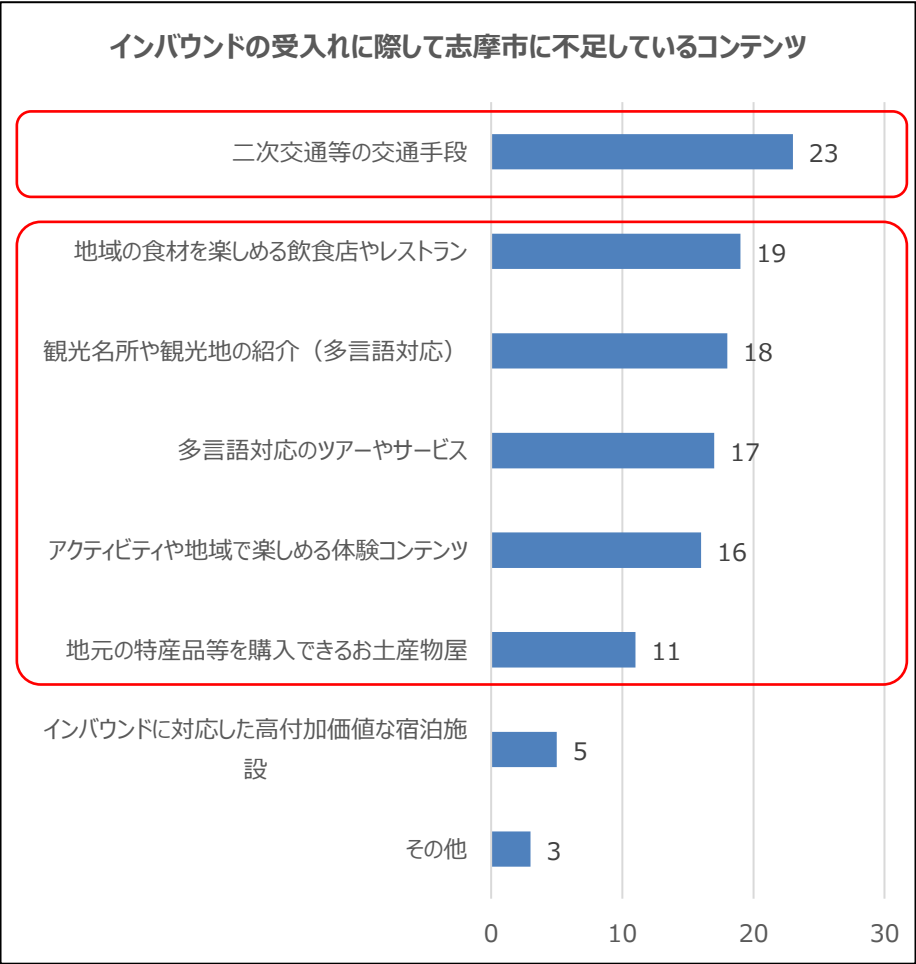
重点分野：自慢できる新しい志摩市の実現

事業名	事業概要	予算額(千円)
インバウンド誘客促進事業	外国人旅行者の更なる獲得を目指し、香港・台湾にて現地旅行会社を対象とした商談会等を開催し、地域一体となったプロモーションを実施する。	24,170

観光施設の整備

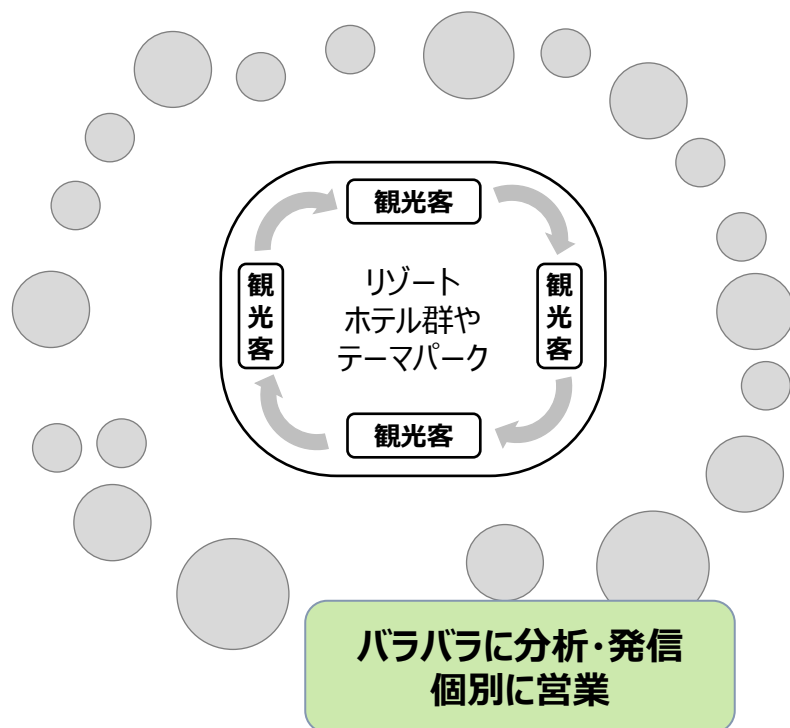
事業名	事業概要	予算額(千円)
大王崎観光駐車場トイレ整備事業	大王崎観光駐車場の施設利用者の利便性と満足度を向上させるため、公衆トイレの新設を行う。	12,360
創造の森横山整備事業	創造の森横山駐車場から展望台間のオーバーツーリズムを未然に防止するとともに、上質な利用環境を提供するため、遊歩道を修繕整備する。	4,263

- ❑ 実施期間：2024年5月8日～5月24日
- ❑ 回答数：31件
- ❑ アンケート回答者の属性は、概ね「宿泊施設」と「体験施設（土産物販売を含む）＋その他」の割合が半々

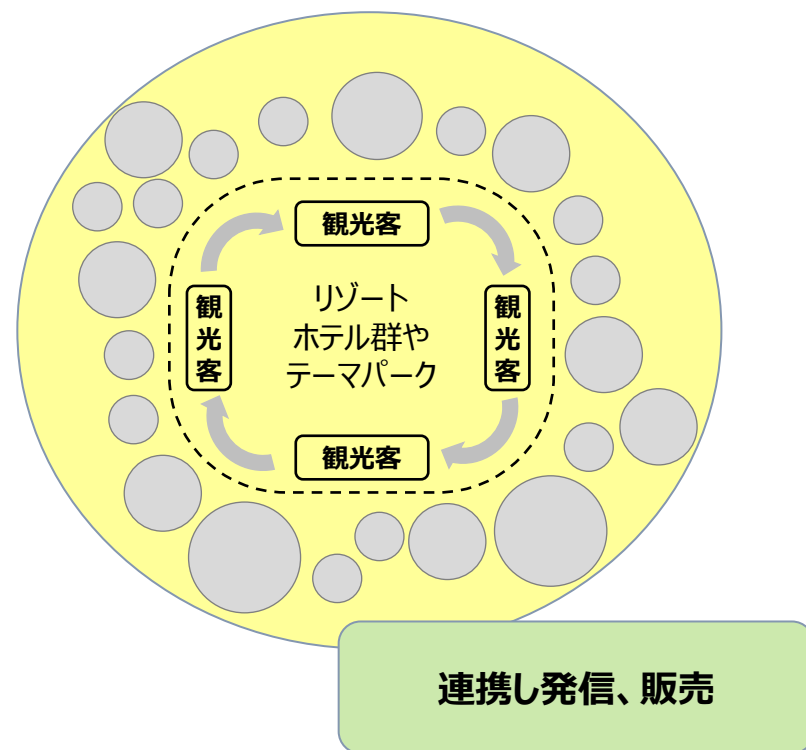


- 地域資源を活かした商品群を適切なマーケットに提供していくために、地域一丸となった体制で商品開発、分析・販売（マーケティング&セールス）等への取組が必要。

従来の志摩市観光構造



目指す姿



○：地域に点在する団体、個別施設や店舗などをイメージ

宿泊税の主な使途（案）

① 観光客のための災害対応策

南海トラフ地震等を想定した観光客への防災対策

② 観光資源の磨き上げと付加価値の向上

観光コンテンツの高付加価値化、地域の自然や文化を活かした新たな観光商品の開発、新たな地域ブランドの醸成など

③ 受入環境の整備

二次交通対策、多言語案内、Wi-Fi、キャッシュレス、自然景観の保全、観光案内所機能の強化など

④ 観光地経営体制の整備

上記①～③を地域と一体になって説得力を持って実施するための地域の体制整備、宿泊・観光業界の人材育成・確保、観光事業者の経営力向上につながる支援など

6.今後のスケジュール

スケジュール（案）

confidential

年	令和6年度						
月	9	10	11	12	1	2	3
予定	第1回 検討委員会 アンケート実施 (9/20)	第2回 検討委員会 (10/23) (アンケート結果報告)		第3回 検討委員会 (12/11) (報告書(素案)作成)	第4回 検討委員会 (1/29) (報告書(案)作成)	報告書提出	